

令和 6 年度第 3 回川崎市社会教育委員会議 定例会

日 時 令和 6 年 9 月 1 1 日 (水)
1 4 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0
場 所 川崎市立中原図書館 多目的室

次 第

- 1 開会 (14 : 30 ~ 14 : 35)
- 2 報告事項
 - (1) 平和教育映像教材等連絡調整会議への委員の派遣について 【資料 1】
(14 : 35 ~ 14 : 40)
 - (2) 川崎市中原市民館及び川崎市高津市民館並びに橘分館の指定管理予定者 【資料 2】
について (14 : 40 ~ 15 : 10)
- 3 協議事項
 - (1) 次期かわさき教育プラン策定に関する意見聴取について 【資料 3】
(15 : 10 ~ 16 : 20)
- 4 その他 (16 : 20 ~ 16 : 25)
- 5 閉会 (16 : 25 ~ 16 : 30)

※ () 内は質疑応答を含む想定時間

6 川教総セ第 1 4 2 3 号

令和 6 年 8 月 1 9 日

各関係団体 御中

川崎市総合教育センター

所 長 大 野 恵 美

令和 6 年度平和教育映像教材等連絡調整会議に係る関係者の派遣について（依頼）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。当総合教育センターの事業につきまして、格別の御理解とお力添えをいただき厚くお礼申し上げます。

さて、川崎市では昭和 5 9 年度より平和教育推進事業の一環として、平和教育問題等に関する映像教材等を購入し、広く市民の利用を進めながら視聴覚ライブラリーの運営を行っております。

今年度も映像教材の購入にあたり、令和 6 年度平和教育映像教材等連絡調整会議を開催し、選定候補教材をご視聴いただき出席者の皆様より専門的な見地からのご感想等を賜りたいと考えております。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、本会議の関係者として貴団体より会員 1 名を派遣くださいますようお願いいたします。

記

- 1 派遣依頼候補者 1 名
- 2 添付書類 平和教育映像教材等選連絡調整会議 出席者派遣書
- 3 締め切り 令和 6 年 9 月 6 日（金）までに情報・視聴覚センターまで返送願います。

なお、会議は、令和 6 年 1 1 月 1 5 日（金） 9：30～ 16：00 に川崎市総合教育センター第 2 研修室にて開催予定ですが、出席依頼文は後日改めて送付いたします。

〒 2 1 3 - 0 0 0 1

川崎市高津区溝口 6 - 9 - 3

川崎市総合教育センター

情報・視聴覚センター 永森 担当

電話 0 4 4 - 8 4 4 - 3 7 1 2

FAX 0 4 4 - 8 4 4 - 3 6 5 1

mail 88zyojoc@city.kawasaki.jp

平和教育映像教材等連絡調整会議要綱

(目的)

第1条 教育基本法の趣旨及び目的達成のために、平和教育推進事業の一環として、16ミリフィルム・ビデオテープ等（以下「教材等」という。）を購入し、広く市民の利用を進めるために平和教育映像教材等連絡調整会議（以下「会議」という。）を開催する。会議では、平和教育推進事業に関し、会議の委員の意見を求める。

(所掌事項)

第2条 会議は次の事項について協議する。

- (1) 第1条の目的を達成するために、川崎市総合教育センター情報・視聴覚センターにおいて購入する、教材等の選定に関すること
- (2) 映像教材等に係る平和教育推進事業に関すること

(委員の構成)

第3条 会議の委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 川崎市総合教育センター情報・視聴覚センター室長
- (2) 川崎市総合教育センター情報・視聴覚センター指導主事
- (3) 川崎市総合教育センターカリキュラムセンター指導主事

(教材等)

第4条 会議において協議する教材等の領域は、平和、国際理解、人権、環境等の分野の作品とする。

(関係者等の出席)

第5条 会議は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、その意見等を聴取することができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、川崎市総合教育センター情報・視聴覚センターにおいて処理する。

附則

この要綱は平成13年11月29日より施行する。

附則

この要綱は平成18年3月23日より施行する。

附則

この要綱は平成27年4月1日より施行する。

次期かわさき教育プラン策定 に関する意見聴取について

令和 6 年 9 月 1 1 日

1 次期かわさき教育プランの策定

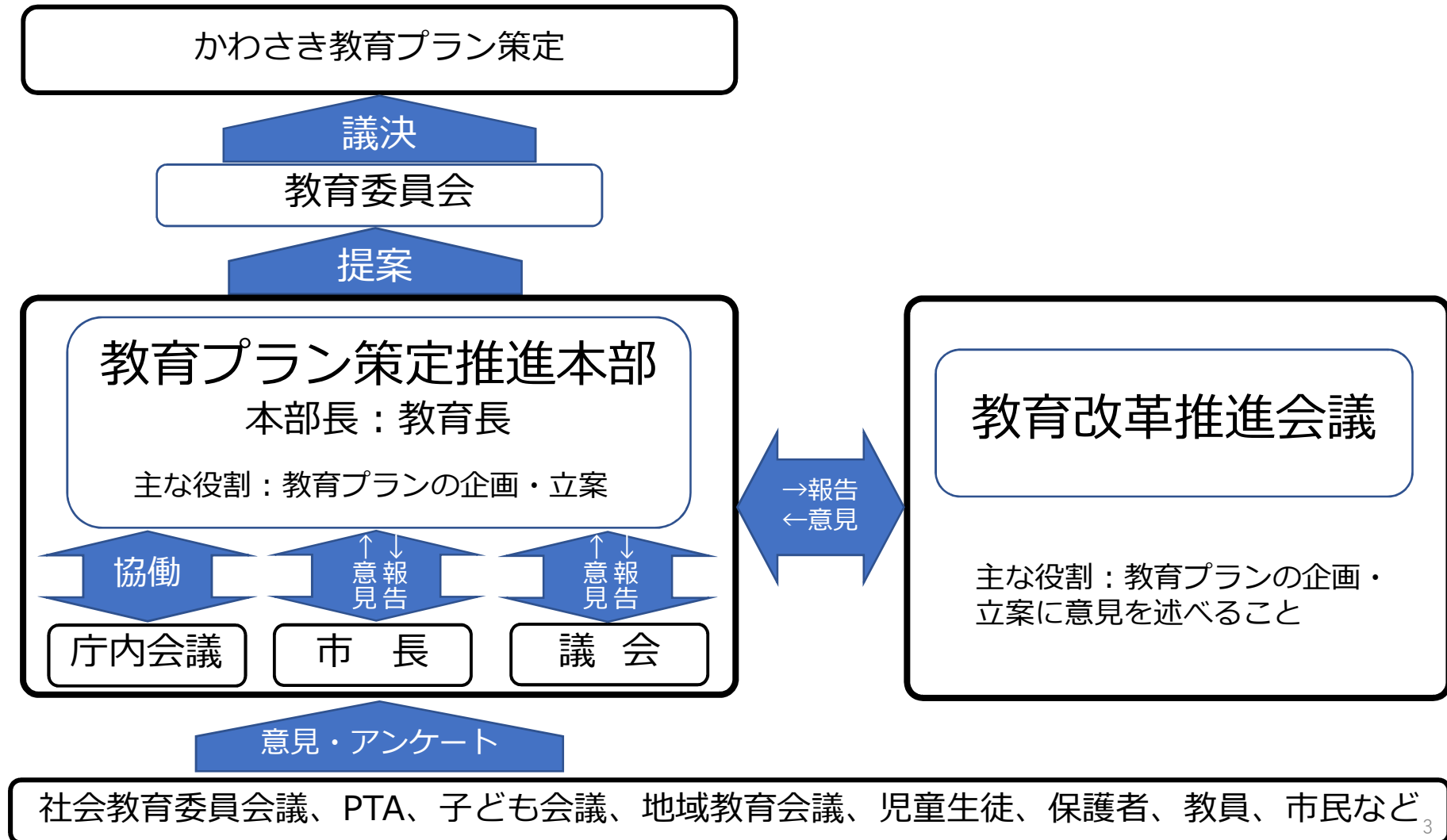
✓令和8年度に向けて、次期プランを策定する。

✓市の総合計画等と整合を図りながら策定していく。



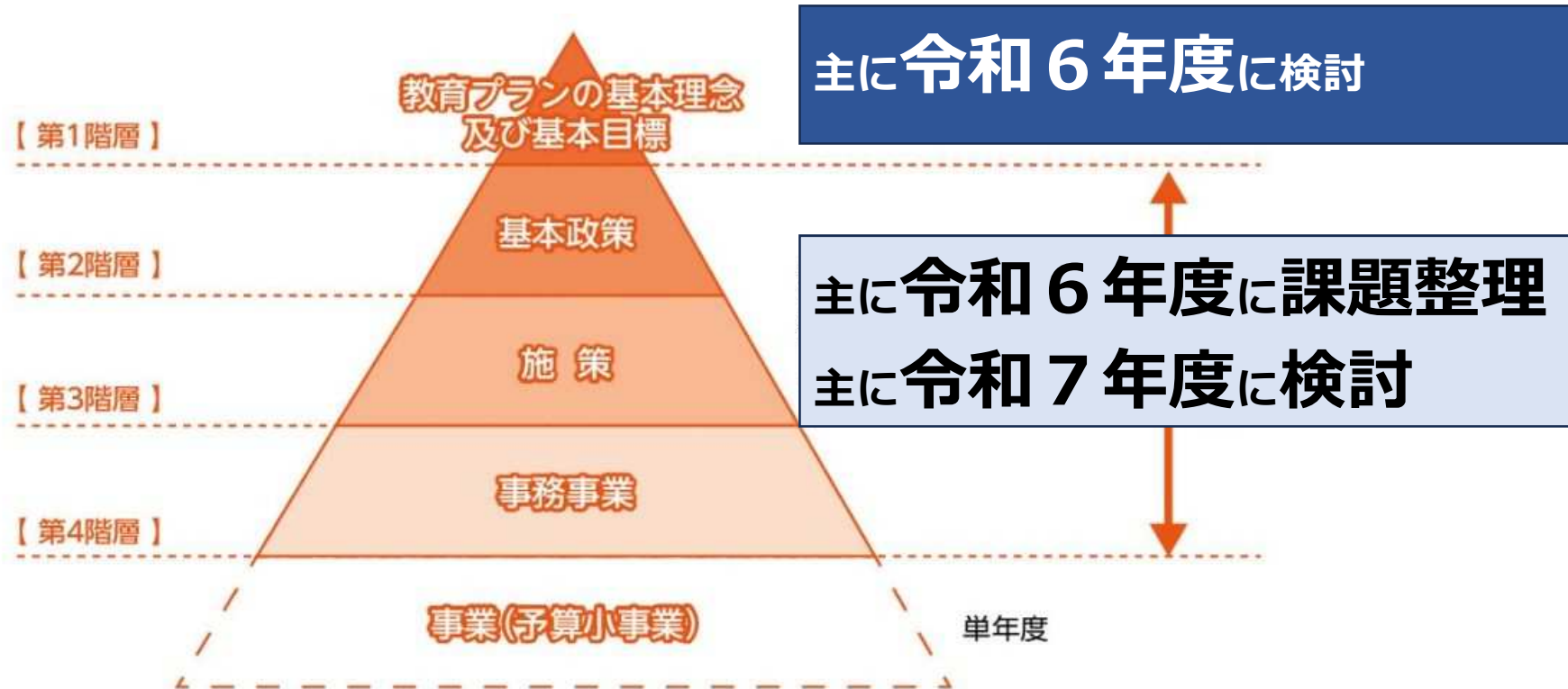
1 次期かわさき教育プランの策定

かわさき教育プラン策定体制イメージ図



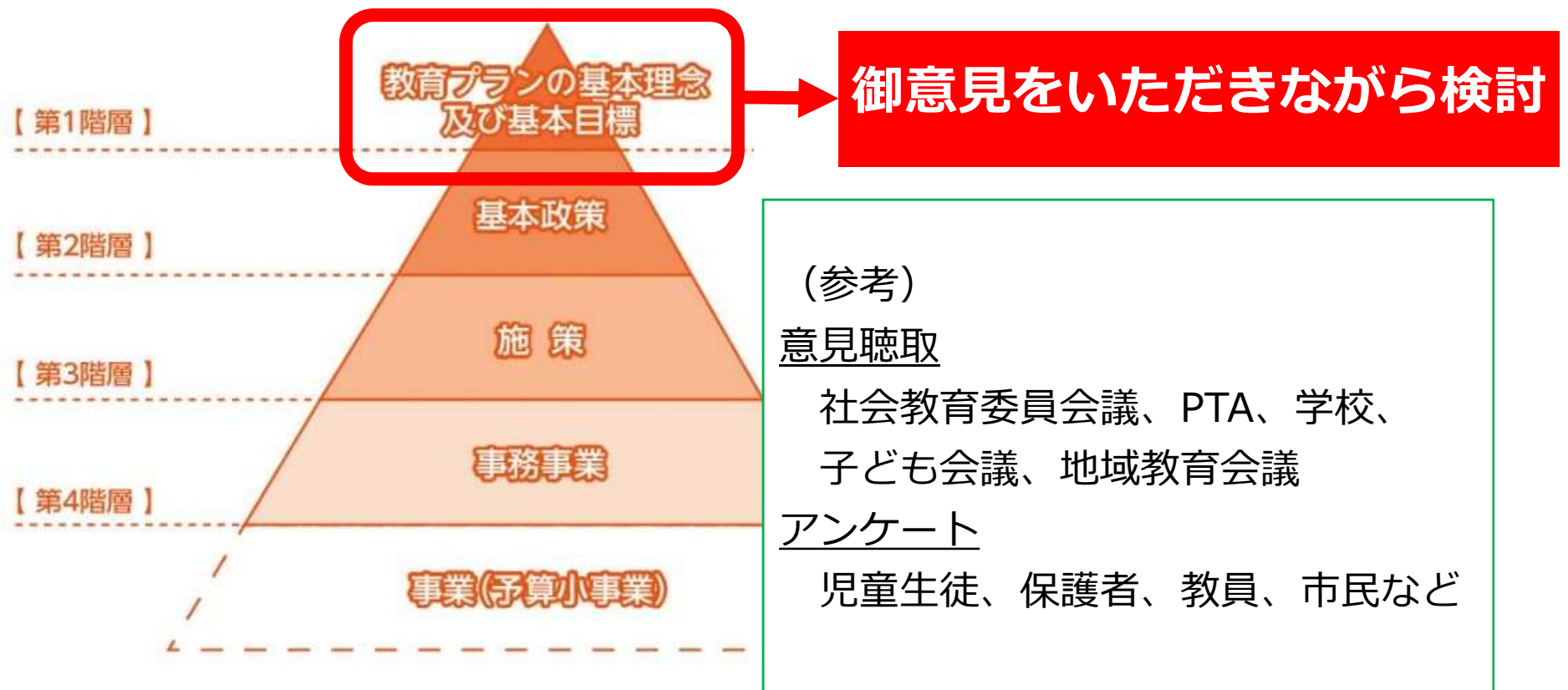
1 次期かわさき教育プランの策定

✓令和8年度に向けて



1 次期かわさき教育プランの策定

✓令和8年度に向けて



2 今回お願いしたいこと

✓次の10年間に川崎がどのような教育を目指すのか（基本理念・基本目標）検討の参考となる御意見をいただきたい。

【参考】第2次かわさき教育プラン

基本理念

「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」

基本目標

「自主・自立」 「共生・協働」

3 意見をいただく前に

○他都市の事例（東京都教育ビジョン（第5次））

東京の目指す教育として

**「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って
自ら学び、育つ教育」**



出典：東京都教育委員会ＨＰ よくわかる！教育ビジョン

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/administration/action_and_budget/action/files/vision2024/03.pdf

3 意見をいただく前に

○他都市の事例（杉並区教育ビジョン2022）

私たちが大切にしたい教育として「**みんなのしあわせを創る杉並の教育**」

「みんなのしあわせを創る杉並の教育」

杉並区教育委員会では新たに「杉並区教育ビジョン2022」を作りました。
このビジョンは、大人も子どももすべての人が学びを通して、
自分の気持ちに正直に、自分の人生を自分で決めて生きられることを願って、
教育の基本的な考え方を示したものです。

そして、「私たちが大切にしたい教育」として

みんなのしあわせを創る杉並の教育

を掲げました。

もどる

6

つぎへ

心がけてほしいこと

「人はみんなそれぞれが違うということを知り、受け入れる」など
「みんなのしあわせを創る」ために、大切にしてほしいことがいくつかあります。
このビジョンでは、みなさんに心がけてほしいこととして、次の5つを示しました。

1

子どもの思いを
尊重する

2

ちがいを
受け入れる

3

対話を
大切にする

4

学びの成果を
贈り合う

5

社会を創る
当事者として
考える

みんなで「みんなのしあわせ」を創り出していくためには、どうしたらいいのか。
あなたが考えるときのヒントにしてください。

もどる

7

最初へ

出典：杉並区HP 「しあわせの言葉」ありがとう（「杉並区教育ビジョン2022」を考える児童向けデジタル冊子）
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/administration/action_and_budget/action/files/vision2024/03.pdf

3 意見をいただく前に

○他都市の事例

自治体	目指すもの、基本理念等
札幌市	自立した札幌人 ・ 未来に向かって新たな価値を創造し、主体的に学び続ける人 ・ 自他のよさや可能性を認め合い、しなやかに自分らしさを発揮する人 ・ ふるさと札幌に誇りをもち、持続可能な社会の発展に向けて行動する人
千葉市	夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども 一人ひとりが学びを通して成長しみんなが輝くまち千葉市
静岡市	たくましくしなやかな子どもたち
名古屋市	夢に向かって人生をきり拓くなごやっ子の育成
神戸市	心豊かに たくましく生きる人間 自他を大切に 自ら考え 未来をつくる
熊本市	豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む
加賀市	Be the Player 自分で考え 動く 生み出す そして社会を変える

4 意見聴取のテーマ

◎テーマ

「人生100年時代」において、市民が、学校以外でどのように学び、活動していくことが必要だと思いますか。

- (例)
- ・生涯にわたって能動的に学び続けること
 - ・地域の住民自身が主体的に教え、学び合う当事者となるような活動

(参考) 第2次かわさき教育プラン

基本理念「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」
基本目標「自主・自立」「共生・協働」

- | | |
|-------------------|-------|
| ①個人で考える | (5分) |
| ②各グループで1人ずつ発表 | (10分) |
| ③各グループで話し合い | |
| (意見のグルーピング、意見交流等) | (15分) |
| ④各グループ毎に発表 | (10分) |
| ⑤議長によるまとめ | (5分) |